

小山市民病院だより

来年4月から名称を「新小山市民病院」に



私が小山市民病院に赴任して、半年近くが経過しました。この間、新しい市民病院の経営形態である地方独立行政法人の定款が定まり、2015年度末に新たな地に建設される新病院の基本設計の作業が開始され、着々と「新小山市民病院」の開院準備が進んでいます。

提案された設計案は、緑の木立に囲まれた4階建ての病院です（2頁にイメージ図）。各部門の設計にあたっては、自治医科大学の産婦人科、脳神経外科など現在本院で休止している科を含めて関連診療科が設計段階から関与して頂くことになっています。

病院の建物や設備を新しくすることは、医師をはじめ医療スタッフの数を充実させるのに大きな後押しとなります。しかし、それだけで問題が全て解決する訳では決してありません。16万5千市民の皆様から愛され、信頼される病院としての内容を持つていかどうかがとても重要です。来年4月から、現在地のままで独法化する小山市民病院は、名称を「新小山市民病院」と変えてスタートします。2015年度の移転開院時の変革では間に合いません。今から、新小山市民病院の目指すべき姿を全職員が共有し、そのような病院に「生まれ変わる」という決意を込めてのことです。

良い方向に行こうとしても、財政悪化では職員の意識低下を招きます。そのためにも、収支改善に向けた事業計画をスピード感を持って実施することが重要です。そのため4月から救急患者の積極的な受け入れ、手術件数の増加を本院の当面の主な取り組みとして実施してきました。

私は着任以来、病院職員には、市民病院の基本理念を遵守し「市民の生命・健康を守る病院であれ」、「個人プレーではなく、全員で協力して、共通の目標に向かう」よう訴えてきました。市民の声に謙虚に耳を傾けながら、「新市民病院の最終的な姿は結局は市民がつくる」という原則に立つことを私自身、自分に言い聞かせて職を務める所存です。

小山市民病院

院長 島田和幸

小山市民病院の経営形態が平成25年4月から 地方独立行政法人に変わります。

現在の小山市民病院は、地方公営企業（市が経営する企業）として運営していますが、市の一つの組織であることから組織・人事面をはじめとして地方公務員法・地方自治法などの公務員制度に縛られているところがあり、医療環境の変化に応じた柔軟で素早い対応ができない面があります。

これらのことから、平成23年12月に策定した新小山市民病院建設基本計画において、今後さらに厳しさを増していく医療環境に迅速に対応し、患者サービスの向上を図るとともに、柔軟な病院運営により経営改善が図れると認められる非公務員型の地方独立行政法人に移行することが決定され、平成24年6月議会において、法人の設立目的、名称、業務範囲などを定める「地方独立行政法人新小山市民病院定款」が議決されました。この定款では、法人がこれまでどおり公立病院として求められる医療を提供していくことを明らかにしています。また、病院の名称は、地方独立行政法人として新しく生まれ変わることから「新小山市民病院」となり、現在、平成25年4月1日の同法人移行に向け、移行準備作業を進めています。

※「地方独立行政法人新小山市民病院定款」は小山市民病院ホームページに掲載しております。

お問い合わせ先 市民病院建設室独法担当 TEL0285-21-3886

新小山市民病院建設基本設計に着手!!

小山市大字神鳥谷に移転新築を予定している新病院につきまして、平成27年度末のオープンに向け、今年度は、建物の配置や平面計画、外観、面積、概算工事費など、建物の「機能」を決める「基本設計」を行います。

特殊な病院設計においては、設計事務所の持つ技量、体制及び病院設計の専門的能力が求められ、高度な技術的提案力を有する設計事務所を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により設計受託者の選定を行い、この度、(株)久米設計に決定し、来年2月完了に向け、基本設計に着手しました。

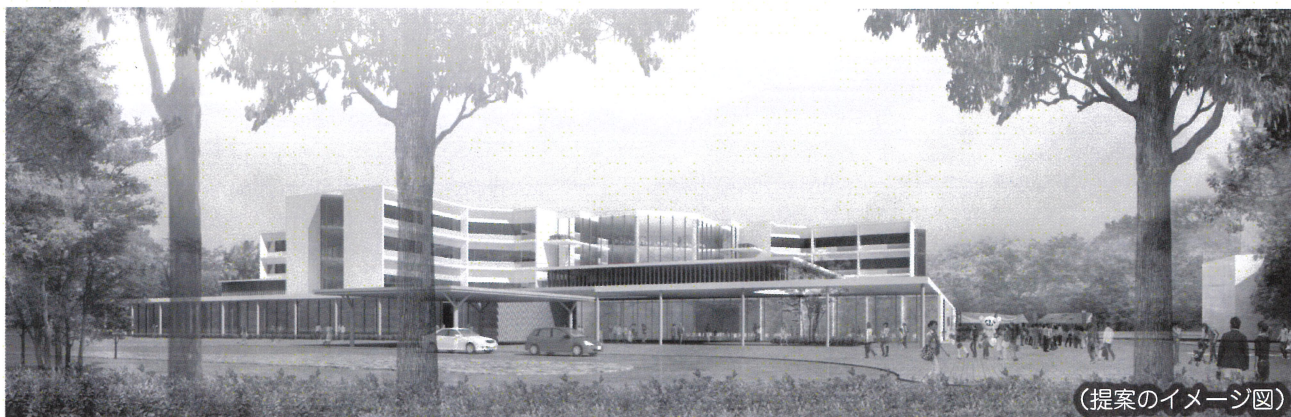
久米設計の提案は、木立に囲まれた環境を最大限に享受できる4階建ての病院とし、

1階は、外来患者が主に利用する診療部、検査部が中心となります。

2階は、手術室やICUなどの諸室や管理部が中心になります。

3・4階は、1フロア3看護単位の入院病棟になります。

今後、細部について検討を行い、来年度からの実施設計・建設工事につなげていきます。



市民の皆様へ安全で安心な医療技術と医療情報を提供し、市民の皆様と深い信頼関係を築くため、中央公民館との共催事業として「市民病院健康講座」及び各地区公民館で開催する「島田院長と語る会」を行います。

「市民病院健康講座」

「健康な生活を送るために」を全体テーマとして、3回の連続講座を開催します。

- ①10月6日(土) 「脳卒中・心臓病にならないために」 島田病院長
- ②11月10日(土) 「がんにならないために」 田野副院長
- ③12月1日(土) 「認知症にならないために」 川上副院長

各回とも14:00～15:30 中央公民館視聴覚室 先着70人 無料

申込先：市中央公民館 ☎0285-22-9562

「島田院長と語る会」

高血圧症の名医である島田院長とひざを交えて、病気にならないための講演会及び質問会を開催します。

- ①10月11日(木) 14:00～15:30 穂積公民館
- ②10月17日(水) 13:30～15:00 桑公民館
- ③10月25日(木) 13:30～15:00 豊田公民館
- ④10月27日(土) 13:30～15:00 中公民館
- ⑤11月10日(土) 14:00～15:30 間々田公民館
- ⑥11月12日(月) 10:00～11:30 寒川公民館
- ⑦11月13日(火) 18:30～20:00 生井公民館
- ⑧11月15日(木) 13:00～14:30 絹公民館
- ⑨12月15日(土) 13:00～14:30 大谷公民館

申込先：各公民館

「爪外来」のお知らせ

整形外科
林 医師

平成24年8月から毎週水曜日の午前中、爪外来を行っています。

爪外来では「巻き爪」「陥入爪」のケアを行います。「巻き爪」は、爪の両端が巻き込んだ形に変形するもので、足の親指に最も多く発生します。他に、足指や手指の爪にも発生することもあります。「陥入爪」は、足の爪が周囲の皮膚に食い込み痛みや炎症を起こすものです。多くは外傷や環境など後天的なもので起り、尖った靴、長時間の歩行や立ち仕事、肥満やスポーツ、深爪などが原因となります。

足に生じる痛みは下肢全体の動きを低下させ、高齢の方にとっては転倒の原因となります。また、

スポーツをする方は運動能力に影響を及ぼします。爪外来では、安全・簡単な巻き爪補正具を使用し、「巻き爪」「陥入爪」の矯正を行い、痛みを軽減を図ります。

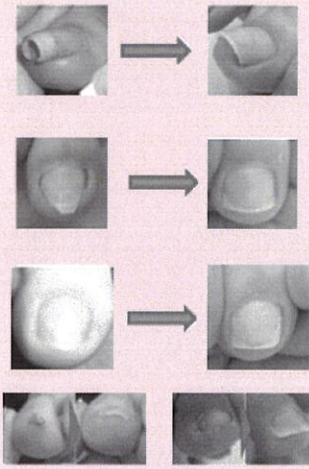
爪外来は完全予約制で、足爪補正士（看護師）が対応します。希望される方は、最初に整形外科（火・水・金の午前）および皮膚科（月・金の午後）を受診してください。その後、爪外来での処置となります。

また、「巻き爪」「陥入爪」だけではなく、爪が厚くなり自分で爪切りが困難な、「肥厚爪」にも対応しています。ぜひご相談ください。

足爪補正士
篠原看護副師長



【施術例】



看護部紹介

このコーナーでは、看護部の各部署の紹介を行います。

〔中5階病棟〕



中5階病棟は、小児科と整形外科の混合病棟です。乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の患者さんが入院しています。スタッフは、小児科医師3名・整形外科医師4名・看護師26名・看護補助者3名・医師事務作業補助者1名・医療事務1名です。

小児科では、主に気管支喘息や肺炎、急性胃腸炎のお子さんが入院しています。また、食物アレルギーの負荷試験を週に1回行っています。食物アレルギー負荷試験とは日帰り入院で、医師・看護師が付き添い、アレルギーである食物を少量ずつ食べ、症状を観察しながら経過を見るものです。

整形外科では、主に骨折や腰痛の患者さんが入院しています。高齢者に多い大腿骨頸部骨折の治療においては、地域連携バスを導入し、スムーズに地域や家庭に復帰できるよう援助しています。

今年度の病棟目標は、「安全を最優先した看護サービスを提供する」です。その目標を達成するために、職場の環境を整えるよう5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）に取り組みんでいます。笑顔があふれる、明るい活気のある病棟です。どうぞよろしく願います。

医療職員募集中

当院では次の医療職員を募集しています。資格と時間を当院で有効に活かしてみたいとお考えの方、ぜひ応募してください。

○看護師(正職員)の募集を下記の日程で行います。

	採用日	応募期間	試験日
①	平成25年1月1日	平成24年7月30日 ～平成24年10月26日	平成24年11月28日
②	平成25年4月1日	平成24年10月29日 ～平成25年1月25日	平成25年2月13日

○応募資格 採用日現在において、50歳までの方で看護師免許をお持ちの方。

○看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、臨床検査技師、管理栄養士、看護補助者の臨時職員を随時募集しています。



お問い合わせ先

小山市民病院 事務部 総務課
TEL 0285(21)3809